

長久手給食センター調理等業務委託業者選定基準

長久手給食センター調理等業務の委託業者は、長久手給食センター調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査に基づき、選定することとし、その審査基準等については、次のとおりとする。

1 審査基準

学校及び保育園給食の意義や目的を十分理解し、安全衛生管理が徹底しているなど、安心して安全な学校給食が提供できる事業者を選定するものとする。

[別表1、別表2]

2 書類審査の実施

書類審査は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された提案書類に基づき、前項の別表1の審査項目1から3について審査を行う。

選定委員会の委員長及び委員（以下「各委員」という。）は、評価基準に基づき個別評価を行う。

各委員の個別評価の順位により1位を3点、2位を2点、3位を1点として点数化し、その合計の高い者から、3者を選定しプレゼンテーション審査を行う。ただし、参加者が3者に満たない場合はこの限りではない。

なお、同得点の者が3者を超えて存在する場合は、各委員の個別評価の順位を点数化し、その合計した点数の高い者から選定する。

3 プレゼンテーション審査の実施

書類審査で選定された参加者を対象に、各委員は、評価基準に基づき個別に採点する。なお、審査項目1から3までについては、書類審査での評価をもとに、再評価する。

各委員の採点順位1位の数が最も多い提案を行った者を委託候補者として選定する。

なお、各委員の採点順位1位の数が最も多い提案を行った者が2者以上となった場合は、各委員の個別評価の順位を点数化し、その合計した点数の高い方を委託候補者に選定する。